

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸魚川市長 米 田 徹

市町村名 (市町村コード)	糸魚川市 (15216)
地域名 (地域内農業集落名)	下早川地区 (大稲場、田屋、中島、檜葉の木、中野、西谷内、柿の町、上覚、岡、赤沢、田中、清水山、日光寺、新町、新道、滝川原、上出、下出、高谷根、谷根、東塚、見滝、梶屋敷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域農業は、水稻栽培と中心とし、ほ場整備が進められており、中心経営体への集積を進めている。

- ・耕作条件の悪い農地では、新たな耕作者の確保が難しい場合がある。
- ・耕作者の高齢化が顕著であり、用水管理等の負担が大きくなっている。
- ・中心経営体への集積が進み、畦畔の草刈りが負担となっている。
- ・営農継続の意欲を喪失させるほどの鳥獣による被害が深刻である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・今後も水稻栽培を続けるため、認定農業者等の担い手により、引き続き農地の集積・集約化を進めていく。
- ・担い手が不足している地区においては、新たな担い手の確保を図るとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用し農地の保全を行っていく。また、用水作業等も含め農作業を耕作者以外でも共同で作業する

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	202 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	202 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業者は、市等が開催する地域計画の協議などの話し合いに参加し、集積、集団化について協議する。 ・共同作業の機会を設け、機械共同利用や集落営農など地域の組織化の検討につなげる。 ・農道や用水管理等は地域全員で行う仕組みを構築する等、中心経営体への負担の軽減について区域内関係者で協議する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・契約(契約更新)時は、労働力確保の面、耕作地の分散の解消等、耕作継続の可否を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手のニーズを踏まえた計画的な水路・農道の補修を進める。 ・農業の生産効率向上のため、地区内外の担い手のニーズを踏まえた大型圃場の整備の必要性を検討していく。 ・地域計画及び目標地図の策定、取り組みの過程を通して、地区の基盤整備について地域で話し合いを進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市、えちご上越農業協同組合、土地改良区、農業共済組合等との連携を強化し、多様な経営体の確保育成に努める。 ・市内外から耕作者を募集するため、ほ場のオーナー制度や農業体験会等の農業に触れる機会を創出する。 ・女性が活躍できる環境を検討し、女性の参加の拡大を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる農作業委託について活用の検討を進めていく。 ・農業支援サービスを行う事業体の情報共有などをし、積極的に農作業委託を取り入れていく。 ・特定の経営体が、無人ヘリコプターによる防除作業を請け負う。 ・農業機械の共同化、作業委託などについて、今後増えていくものと思われるので、地域での取り組みを検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策として、電気柵設置区域の広域化を図り、適正な設置及び管理に取り組む。
- ⑦草刈の作業や農道、用水の管理を農業者以外も含め地域全体で行う仕組みづくりのほか、有償ボランティア等の保全管理の労働力確保を図っていく。
- ⑩早川ブランドの米や野菜の創出により、高付加価値化及び販路の拡大を図る。